

各図書室の運営等について

①施設概要

図書室名	開設年月日	所在地	図書室面積	閲覧席数
西河原公民館 図書室	平成 18 年 8 月 11 日	元和泉二丁目 35 番 1 号	174.8 m ²	28
野川地域 センター図書室	昭和 51 年 6 月 2 日	西野川一丁目 6 番 9 号	108.0 m ²	6
上和泉地域 センター図書室	昭和 53 年 8 月 3 日	和泉本町四丁目 7 番 51 号	131.7 m ²	6
岩戸地域 センター図書室	昭和 53 年 7 月 23 日	岩戸南二丁目 2 番 5 号	86.6 m ²	5
南部地域 センター図書室	昭和 58 年 4 月 3 日	猪方四丁目 11 番 1 号	119.0 m ²	6

※閲覧席数は令和 4 年度末時点

②設置・運営根拠

●西河原公民館図書室

(社会教育法第 20 条)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(同第 22 条)

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

(狛江市立公民館条例第 1 条)

第 1 条 社会教育法第 20 条に規定する目的を達成するため、狛江市立公民館を設置する。

(同第 4 条)

公民館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

(3) 社会教育に関する資料を備え、その利用を図ること。

●各地域センター図書室

(地方自治法第 244 条)

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設

を設けるものとする。

(狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例第1条)

この条例は、狛江市民の自発的なコミュニティ活動を助長するため、地域センター及び地区センターを設置し、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理について必要な事項を定め、もって新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。

(地域センター自主運営に関する協定書第2条第2項)

…図書室に関する事務については狛江市立図書館運営規則を準用して行うこととし、その事務の取扱いについて疑義が生じた場合、市と必要な協議を行うこととする。

※地域センターの運営については、市と地域センター運営協議会との間で自主運営に関する協定書を取り交わしている

※西河原公民館図書室においても狛江市立西河原公民館図書室運営要綱を定めており、これに基づき市内の図書サービス(貸出冊数・日数等)条件は統一して運用を行っている。

③人員体制

●西河原公民館図書室

職員6名(会計年度任用職員) 常時1～2名で勤務

※その他、公民館長及び職員5名が在館

●各地域センター図書室

職員4名(地域センター運営協議会職員) 常時1～2名で勤務

※その他、地域センター運営協議会事務局長及び職員1名が在館

④予算(図書費)

●西河原公民館図書室：2,300千円

●各地域センター図書室：各1,470千円

(中央図書館：13,120千円)

⑤各図書室の特色

●西河原公民館図書室

…市内の図書館・室のなかでは唯一AV資料(DVD・CD・ビデオテープ等)を所蔵しており、AV視聴が可能な閲覧席4席を備える。

●野川地域センター図書室

…絵手紙紹介コーナー等、市の特色に応じた資料を特集展示している。

●上和泉地域センター図書室

…書庫があるため資料数が多い。施設内に学童保育所を併設しており、子どもの興味関

心を惹くコミック等の所蔵が多い。

●岩戸地域センター図書室

…面積は最も小さいものの、図書室の中では最も登録者数・貸出数が多い。

●南部地域センター図書室

…人形劇サークルの協力を得てイベントを実施するなど、独特な取り組みを行っている。

⑥図書館からの運営支援

- 図書システムネットワークを整備し、図書室運営に関わる機械設備を各図書室へ配備。
- 図書物流のため、運送業者に委託し配送便を週3回（月水金）運行。
- 未所蔵資料のリクエストについて、相互貸借等により各図書室へ提供。
- 新刊本の見計らい選定（児童書のみ）を隔週で実施。
- その他、図書室運営・図書サービスに関する相談等支援。